

外為令別表の9の項(2) (省令第21条第2項)

通信に係る技術

提供技術名: \_\_\_\_\_

メーカー名: \_\_\_\_\_

該非用パラメータシート  
(通信・技術)  
様式 9-技2

( 1 / 4 )

CISTEC 2014.9.15

(平成 26 年 9 月 15 日施行政省令等対応)

質問事項	区分*1		回答	備考	
	技	プ			
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合 (但し、破線で囲まれたものは除く。)、本欄中の当てはまる□内にチェックを記入すること。					
<p>【省令第21条第2項(外為令別表の9の項(2)関連)】</p> <p>(解釈)「必要な技術」: 規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいう。</p> <p>「伝送通信装置」: 終端装置、中継装置、符号を変換する装置、多重化装置、モデム、多重変換装置、蓄積プログラム制御方式による回線の切換え機能を有する装置、ゲートウェイ、ブリッジ、メディアアクセスユニット、無線送受信機及び音波(超音波を含む。)を搬送波とする水中通信装置を含む。</p> <p>「電子式交換装置」: ルーター機能を有する装置を含む。</p>					
<p>第二号 次のいずれかのプログラム :</p> <p>次のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を提供するために設計したプログラムか?</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第一号 : 共通設計条件</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第二号 : 伝送通信装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第四号 : 通信用の光ファイバー</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第五号 : フェーズドアレーアンテナ</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第五号の二 : 監視用の方向探知機</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第五号の三 : 無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第五号の四 : 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第五号の五 : インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第六号 : 第8条第二号イ(二)、第14条第五号又は第五号の二に該当する貨物の設計/製造/測定/試験用の装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第七号 : 第8条第一号、第二号、第四号、第五号から第五号の五までのいずれかに該当する貨物の設計/製造/測定/試験用の装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第八号の二 : 伝送通信装置又は電子式交換装置の設計用の装置</p>		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
<p>第三号の二 伝送通信装置又は電子式交換装置に係る技術(プログラムを含む。)か?</p>	○	○	<input type="checkbox"/> いいえ ←第五号へ	<input type="checkbox"/> はい ↓	
<p><input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当するものを設計するためのプログラムか?</p> <p><input type="checkbox"/> ロ. レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(解釈)「レーザー発振器」: 輻射の誘導放出による光増幅を利用して空間的及び時間的にコヒーレントな光を発生させるものをいう。</p>		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	

質問事項	区分*1		回答	備考
	技	プ		
<input type="checkbox"/> (一) 1,750ナノメートルを超える波長のレーザー光を利用するもの <input type="checkbox"/> (五) アナログ伝送方式を用いたものであって、帯域幅が2.5ギガヘルツを超えるもの(テレビジョン放送(有線テレビジョン放送を含む。)用の装置を除く。) <input type="checkbox"/> 二. 無線送信機又は無線受信機であって、次のいずれかに該当するもの <input type="checkbox"/> (一) 256値を超える直交振幅変調技術を用いたもの		○		
<input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当するものの <input type="checkbox"/> 設計又は <input type="checkbox"/> 製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> イ. デジタル伝送方式を用いたものであって、120ギガビット毎秒を超える総合伝送速度で使用することができるように設計したもの (解釈)「デジタル伝送方式を用いたもの」: アナログ信号をデジタル信号に変換して伝送する方式のものを含む。 「総合伝送速度」: 最高位多重化レベルにおける単位時間当たりの信号ビット(情報ビット並びにラインコーディング及びオーバーヘッドその他の付加ビットを含む。)数をいう。なお、電子式交換装置においては一つのインターフェイスの片方向の速度であって、最も速いポート又はラインで測定したものをいう。 <input type="checkbox"/> ロ. レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの (解釈)「レーザー発振器」: 輻射の誘導放出による光増幅を利用して空間的及び時間的にコヒーレントな光を発生させるものをいう。 <input type="checkbox"/> (一) 1,750ナノメートルを超える波長のレーザー光を利用するもの <input type="checkbox"/> (二) レーザー光を増幅する機能を有するものであって、プラセオジウムを添加したふっ化物を用いた光ファイバーを用いたもの <input type="checkbox"/> (三) コヒーレント伝送方式を用いたもの (解釈)「コヒーレント伝送方式」: 搬送波レーザーに同期させるために受信側に光局部発振器を使用した方式をいう。ホモダイン方式、ヘテロダイン方式又はイントラダイン方式を含む。 <input type="checkbox"/> (四) 光波長多重化技術を用いたものであって、光搬送波の間隔が100ギガヘルツ未満のもの <input type="checkbox"/> (五) アナログ伝送方式を用いたものであって、帯域幅が2.5ギガヘルツを超えるもの(テレビジョン放送(有線テレビジョン放送を含む。)用の装置を除く。) <input type="checkbox"/> ハ. 光交換機能を有するものであって、光信号の交換所要時間が1ミリ秒未満のもの (解釈)「光交換機能を有するもの」: 電気信号への変換を行わずに光信号の経路選択又は交換を行うことができるように設計したものをいう。	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
<input type="checkbox"/> ニ. 無線送信機又は無線受信機であって、次のいずれかに該当するもの <input type="checkbox"/> (一) 256値を超える直交振幅変調技術を用いたもの <input type="checkbox"/> (二) 31.8ギガヘルツを超える周波数で使用することができるもの(国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域(無線測位用に割り当てた周波数帯域を除く。)で使用するように設計したものを除く。) (解釈)「国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域」: 最新版の国際電気通信連合無線通信規則により1次業務及び2次業務用に割り当てた周波数帯域をいう。付加分配及び代替分配に割り当てた周波数帯域を除く。 <input type="checkbox"/> (三) 1.5メガヘルツ以上87.5メガヘルツ以下の周波数範囲で使用することができるものであって、適応型の干渉信号抑圧技術を用いたもののうち、干渉信号を15デシベルを超えて抑圧することができるように設計したもの <input type="checkbox"/> ヘ. 専ら移動体において使用するように設計したものであって、次の(一)及び(二)に該当するもの <input type="checkbox"/> (一) 光波長が200ナノメートル以上400ナノメートル以下で使用することができるもの <input type="checkbox"/> (二) ローカルエリアネットワークにおいて用いられるもの (解釈)「ローカルエリアネットワーク」: 任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信することができ、かつ、地理的に適度な大きさの領域(オフィス、建物、プラント、キャンパス、倉庫など)に制限されたデータ通信システムをいう。					
第五号 人工衛星に搭載することができるように設計した伝送通信装置の <input type="checkbox"/> 設計又は <input type="checkbox"/> 製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第六号 レーザーを用いた通信技術であって、次の両方の機能を有するものの <input type="checkbox"/> 設計又は <input type="checkbox"/> 使用に係る技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 信号を自動的に受信及び追跡が可能 <input type="checkbox"/> 大気圏外又は水中との通信が可能	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十一号 プログラムの交換により、マルチバンド、マルチチャンネル、マルチモード、マルチコーディングアルゴリズム又はマルチプロトコルの動作が可能となるように、その信号受信機能に変更可能なデジタル方式のセルラー無線通信に用いる無線基地局受信装置の設計に係る技術(プログラムを除く。)か?	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
<p>第十四号 伝送通信装置の設計に係る技術(プログラムを除く。)であって、スペクトル拡散(周波数ホッピングを含む。)の設計に係るものか？</p> <p>(解釈)「スペクトル拡散」：相対的に狭い通信チャンネルにおけるエネルギーを、より広いエネルギースペクトルへと拡散させる技術をいう。 「周波数ホッピング」：スペクトル拡散の一方式であり、一通信チャンネルの送信周波数をランダム又は擬似ランダムシーケンスによる離散的なステップで変化させる技術をいう。 「貨物等省令第21条第2項第十四号中の技術」：民生用のセルラー無線通信に使用する装置又は商用民生通信の固定若しくは移動の衛星通信地球局に使用する装置の設計に係るものを除く。</p>	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
<p>第十五号 第三号の二、第五号、第六号、第十一号又は第十四号のいずれかに該当する技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラムか？</p> <p>----- (「はい」と答えた場合) ----- -----&gt; 下記の口内にレ又は×印を記入</p> <p><input type="checkbox"/> 第三号の二( )に該当する技術を支援するために設計したプログラム。  <input type="checkbox"/> 第五号(人工衛星搭載用伝送通信装置)に該当する技術を支援するために設計したプログラム。  <input type="checkbox"/> 第六号(レーザー通信技術)に該当する技術を支援するために設計したプログラム。  <input type="checkbox"/> 第十一号(プログラムの交換により、その信号受信機能が変更可能なデジタル方式のセルラー無線通信に用いる無線基地局受信装置)に該当する技術を支援するために設計したプログラム。  <input type="checkbox"/> 第十四号(伝送通信装置の設計に係る技術であって、スペクトル拡散(周波数ホッピングを含む。)の設計に係るもの)に該当する技術を支援するために設計したプログラム。</p>	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
<p>(判定) 以上の結果、標記第21条第2項に該当するか？(注*2)</p>			<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注) \*1 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注) \*2 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(2)(省令第21条第2項)に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

印